

一般社団法人 日本味感学協会 勝ち色指導員（パフォーマンスアップカラーコーディネーター） 規定

第1条(目的)

当協会の理念に基づき、FSEMのプログラムのEYE-EFFECTを活用した『勝ち色』の普及に努める指導員の育成を目的とする。

第2条(勝ち色指導員の種類)

本協会が公認する勝ち色指導員・パフォーマンスアップカラーコーディネーター（以下、指導員）は、以下において定める。

なお、資格取得を希望するものは講習会に参加する時点において、当規定の内容を理解し、全ての条件に同意したものとする。

1. A級指導員 / A級パフォーマンスアップカラーコーディネーター

勝ち色の内容、理論を身につけており、B級指導員、C級指導員に対して育成・指導にあたることのできる能力を備えたものであることを、当協会が公認したA級指導員（パフォーマンスアップコーディネーター）という。勝ち色を活用した事例は100以上を有する。

2. B級指導員 / B級パフォーマンスアップカラーコーディネーター

自団体に対しての豊かな実戦経験や育成実績をもち、かつ勝ち色の高度な専門知識・技量・指導力を有しているものであることを当協会が公認したB級指導員（パフォーマンスアップコーディネーター）という。勝ち色を活用した事例は50以上を有する。対外的、他団体に対して指導をする場合、この資格が必須となる。

3. C級指導員 / C級パフォーマンスアップカラーコーディネーター

勝ち色の知識を有し、個人、及び自団体に対しての指導にあたることのできる能力を備えたものであることを、当協会が公認したC級指導員（パフォーマンスアップコーディネーター）という。

第3条(C級指導員受講資格およびライセンス取得)

4月1日現在満20歳以上で、(一社)日本味感学協会が行う講習会を受講し、検定試験・審査に合格した場合、指導員資格を取得することができる。

第4条(B級指導員受講資格および資格取得)

4月1日現在満22歳以上で、C級指導員資格を有するものが、各カテゴリーごとに定めた実績や経験を有し、基準に満たす数の事例を報告した上で、(一社)日本味感学協会が行う講習会を受講し、検定試験・レポート審査に合格した場合、B級指導員へ昇格することができる。

第5条(A級指導員受講資格および資格取得)

4月1日現在満24歳以上で、B級指導員資格を有するものが、各カテゴリーごとに定めた実績や経験を有し、基準に満たす数の事例を報告した上で、(一社)日本味感学協会が行う講習会を受講し、検定試験・レポート審査に合格した場合、A級指導員へ昇格することができる。

第6条(免除規定)

実績に応じて、各指導員受講資格および資格取得に免除規定を定める。ただしイベント開催は各級の規定を満たした時点から実施することができる。

1. オリンピック出場選手、オリンピック選手育成コーチ、トレーナーについては、ABC級指導員受講料を免除し、A級で登録することができる。
2. 各競技団体の公認の上級コーチについては、AB級指導員の受講料を免除し、B級で登録することができる。
3. 各競技団体の公認コーチについては、B級指導員の受講料を免除する。
4. 各業界において優秀な実績を収めているものについては、別途当協会が認めた場合は実績に応じた免除をする。

第7条(登録)

1. 指導員として資格を認められたものは、本協会に公認指導員として登録することができる。
2. 登録は、(一社)日本味感学協会を通して行わなければならない。
3. 登録・再登録については別に定める。
4. 登録後、申請書内容に変更(改姓、転居、勤務先変更等)が生じた場合は、速やかに(一社)日本味感学協会へ所定の用紙で連絡しなければならない。

第8条(登録の更新)

一般社団法人 日本味感学協会に資格登録の上、年1回年度更新料(8,800円)を納めることで登録を更新することができる。
なお、当協会が認めた者に関しては年度更新料を免除する場合がある。

第9条(著作物等)

指導員は指導員養成講習で受領したテキスト等の著作物(ノウハウ等を含め、以下、「本著作物等」といいます。)に関する著作権及びその知的財産権は、当協会に帰属し、当協会の事前承諾を得ずに、これらを侵害する次に定める行為を行うことを禁じます。

1. 本著作物等の内容を、自己又は第三者の名をもってWEBサイトに掲載する等、インターネットを通じて公衆に送信する行為
2. 本著作物等の内容を、引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為
3. 私的利用の範囲を超えて、本著作物等を複製、改変等して第三者に配布する行為
4. その他、本著作物等の著作権及び知的財産権を侵害する行為

第10条(秘密保持)

指導員は、当協会によって開示された、固有の技術、営業、その他事業の情報と、他の指導員より開示されたプライバシーに関わる情報を、秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、又第三者に無断で開示することを禁じます。

第11条(個人情報)

当協会は、指導員養成講座の開催、指導員登録にあたり知り得た氏名、生年月日その他個人情報を厳正に管理し、その利用及び提供においては、法令に基づく場合を除き指導員の同意を得た目的の範囲内でのみ利用いたします。

第12条(資格の取り消し)

1. 本協会公認指導員としての名誉を傷つける行為があった場合。
2. 登録義務を怠った場合。
3. 毎年必要な事例報告を怠った場合。

第13条(細則・附則)

この規定実施のための細則は必要に応じて別に定める。

策定	2018年3月11日
改定1	2019年3月11日
改定2	2020年3月11日